



病院理念

『より質の高い 心あたたまる医療の実現』

基本方針

1. 患者様の人権を尊重し、十分な説明と同意のもとに安全で良質な医療をめざします。
2. 地域の基幹病院として医療機関との連携を促進し、地域医療の向上に努め、地域住民の健康維持に貢献します。
3. 救急医療と小児医療及び周産期医療の充実を図り、地域住民が安心できる医療を提供します。
4. 自治体病院として公共性を保ち、効率的な病院経営に努めます。
5. 職員は専門職としての誇りと目標を持ち、常に研鑽して知識と技術の向上に励み、チーム医療を推進します。
6. 働きがいのある職場として環境を整備し、明るい病院づくりをめざします。

院内広報誌『ふれあい』

患者様ならびにご家族の方々に病院をよく知っていただき職員と患者様の交流の場となる誌面をめざしています。

千歳市北光2丁目1番1号
市立千歳市民病院
編集長 大田 光仁
事務局 総務課
0123-24-3000(内線 8232)

糖尿病と眼のはなし



眼科 柘野友里

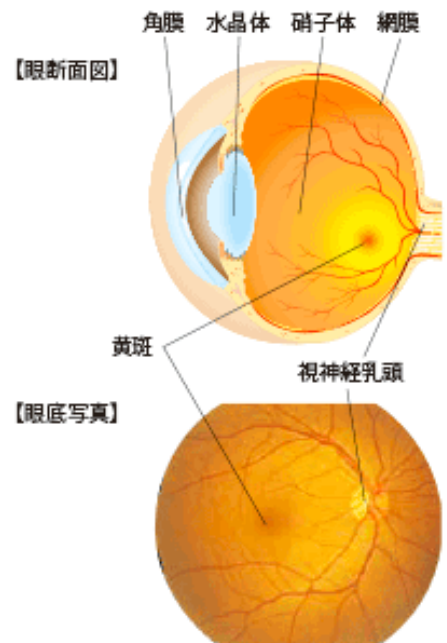
★はじめに

眼の病気の中には全身の疾患が関係するものがあり、糖尿病も眼の病気のもとになることがあります。今日は糖尿病が起こす眼疾患の一つ、糖尿病網膜症についてお話しします。

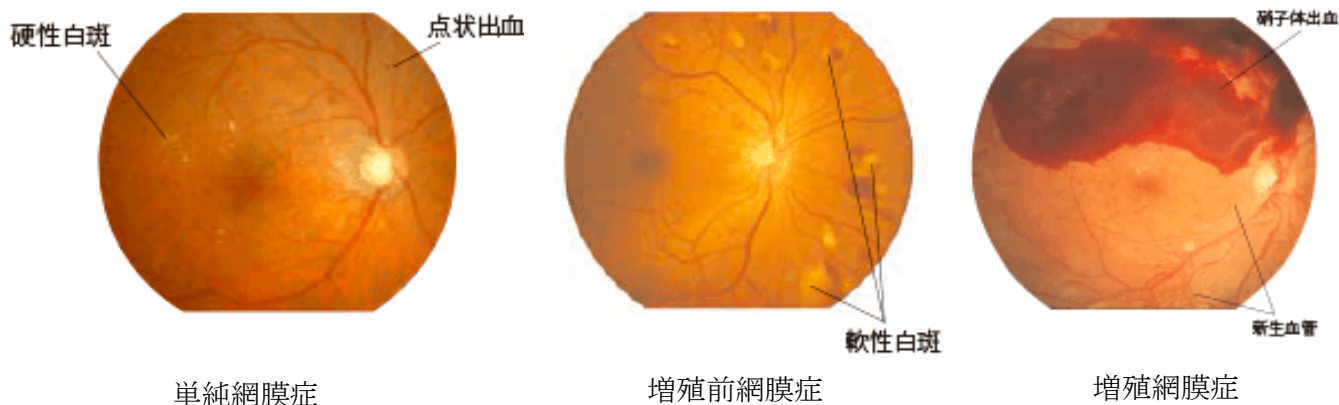
★糖尿病網膜症について

人の目はよくカメラに例えられます。外から入ってきた光は、角膜→虹彩→水晶体→硝子体を通り、網膜に届きます。網膜はカメラで言うフィルムに相当し、入ってきた光の刺激を電気信号に変えています。電気信号は網膜→視神経→脳へと伝わり、これで私たちは「見え」ているというわけです。

糖尿病に伴って網膜にトラブルが起きることがあり、これを糖尿病網膜症といいます。糖尿病の3大合併症（腎症、神経障害、網膜症）の1つとして有名ですが、眼科では中途失明原因疾患の第3位（1位は緑内障、2位は網膜色素変性）として重要です。



糖尿病網膜症の病期には、単純網膜症、増殖前網膜症、増殖網膜症の3つがあり、この順に進行していきます。血糖の高い状態が続くと網膜の血管が傷み、小さな出血やたんぱくの漏れだしなどが起こります。この段階が単純網膜症です。進行すると、傷んだ血管が閉塞し、酸素や栄養が行き渡らない部分が出てきます。この段階を増殖前網膜症といいます。血流の悪い部分を放っておくと、やがてその部分に血管が生えてきます。この血管は脆く、破れて出血を起こしたり、血管の周囲に膜（増殖膜）が張ってしまうことがあります。これを増殖網膜症といいます。



日本糖尿病眼学会ホームページより引用

★検査と治療について

糖尿病網膜症のチェックには、**眼底検査**が必要です。検査用の目薬で瞳孔（黒目）を開いて、網膜を直接観察します。写真や画像の検査を一緒に行うこともあります。網膜症の進行が疑われる時は、目の血管の造影検査をします。検査の結果、網膜に血流の低下した部分や悪い血管の生えている部分があった場合は、レーザー治療が必要です。網膜の一部を焼き固めることで網膜の酸素不足を和らげ、網膜症の進行を抑えることが目的です。増殖糖尿病網膜症で、網膜剥離（網膜が剥がれて見えなくなる）や硝子体出血（眼の中に出血が溜まり見えにくくなる）が起きた場合は、設備のある病院に入院のうえ手術が必要なことがあります。レーザー治療や手術をしても、見え方が元どおりにならなかったり、視機能に障害が残り生活に支障が出てしまうこともあります。

★黄斑浮腫について

網膜の中心部で、良好な視力のもとになる大事な部分を黄斑（おうはん）といいます。糖尿病で網膜の血管が傷むと、水分やたんぱく質が漏れ出して黄斑に溜まってしまい、視力が低下することがあります。これを**糖尿病黄斑浮腫**といいます。糖尿病網膜症が悪かったり、血糖が高かったりすると発症しやすいと言われていますが、どの病期でも起きる可能性があります。治療法には注射やレーザーがありますが、再発を繰り返すことも多く、浮腫が引いても視力が改善しないこともあります。

★糖尿病網膜症から眼を守るために

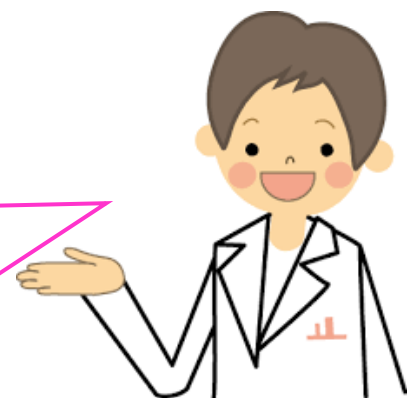
糖尿病網膜症は、血中のヘモグロビン A1c(1-2 か月以内の血糖の平均と関係する項目)の値が高いほど発症リスクが高まります。また、1 年間で糖尿病患者さん 1000 人あたり、38 人に新たに網膜症が発症したという報告があります。約 3%という低いように感じるかもしれませんが、軽くみてはいけない数字だと思います。網膜症を起こさない、悪化させないためには、内科の治療をしっかりと受け、血糖をよい状態に保つことが大切です。

糖尿病網膜症は、はじめは自覚症状がないことも多い病気です。ご本人も気づかないうちに網膜症が進行し、治療が必要な段階になっていることがあります。糖尿病のある方は、症状がなくても定期的に検査を受けることが大切です。眼底検査はどここの眼科にも設備がありますので、ご自身の通いやすい病院をかかりつけにされると良いと思います。

もしこれを読んでくださった方の中に、ご本人やご家族に糖尿病があるけれど眼科にはかかったことがないなあ、とか、以前は検査を受けていたけど最近は・・・という方がいらっしゃいましたら、一度眼科での検査をお勧めします。

☆ 検診などで血糖が高いと言われたけれど病院に行っていない、糖尿病なのかわからない、という方は、先に内科を受診しましょう。

わからないこと、ご心配なことがあれば
何でもご相談ください。
定期的な検査で眼の健康を守りましょう！



【急な病気・ケガで困ったとき】

1. 「ちとせ健康・医療相談ダイヤル24」をご存じですか？

年々、救急車の出動件数が増加しているというニュースを耳にすることがあると思います。実際に、市立千歳市民病院ではH26年度の救急車搬入件数は1328件でしたが、H30年度は1763件、R1年度（H31）は1652件と、過去5年で300～400件増加していることがわかります。そのうち、緊急で入院となった方は半数で、残りの半数は「軽症」と判断され、帰宅となっています。

帰宅となった患者様とご家族から、「救急車を呼んでよかったのかな」「このままもっと悪くなったらと考え、心配だった」「どうしたらいいかわからなかった」など、判断に迷ったという声をよく耳にします。急に具合が悪くなる、ケガを負う、そんなときに「救急車を呼んだ方がいいのか？」と迷うのは当然のことだと思います。その反面、「軽症」の救急車が増えることで、本当に必要な「重症」の救急車がすぐに出動できない事態も生じてしまいます。

限られた資源を有効に活用するために、判断に迷った場合の助けとして、「千歳市24時間医療相談ダイヤル」がありますので、ぜひ活用してください。こちらの相談ダイヤルは、いつでもどこからでも、千歳市にお住まいの方は24時間年中無休体制で相談することができます。

・無料相談ダイヤル：0120-010-293（非通知設定対応不可）

・IP電話などからの相談は有料：03-3839-5604

24時間 年中無休 / 通話料・相談料無料 

 **携帯電話からも使用可能です。**



赤ちゃんが夜中に熱を出した、どうしよう？

不意のケガの応急手当て、どうすればいいの？

安心して私たちがわかりやすくアドバイスいたします。

病気のことでひとりで悩んでしまう時

夜間・休日の医療機関のご案内

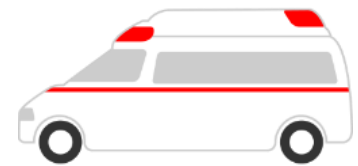
ただし、

- 「意識がない、またはもうろうとしている」
- 「呼吸や脈が不規則、または停止」
- 「多量の出血」
- 「けいれんやひきつけがおさまらない」
- 「激しい頭痛・胸痛・腹痛など」 など



その他、明らかに重症と思われるような場合は…

迷わず「119番」通報を！



2. 「当院で治療中の病気に関するご相談」について

- 「化学療法中または終了後に、熱が出た」
- 「薬が変更されたら、具合が悪くなった」
- 「退院したばかりだが、また胸が苦しい」 など



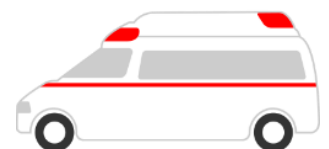
上記のような場合は…

当院の代表番号：0123-24-3000へご連絡ください。

日中は各科の外来、夜間・休日は救急外来が電話で対応をいたします。

夜間・休日の直接の来院は、医師不在、救急患者の対応中などで、すぐにお話を伺えない場合があります。まずは電話でのご相談をお願いします。

繰り返しますが、緊急時は迷わず「119番」通報を！



患者様の権利と責任

当院では、患者様の人権を尊重し、患者様と医療従事者が信頼と協力のもと、より質の高い心あたたまる医療を実現するため、『患者様の権利と責任』を定めています。

1 医療を受ける権利

どなたでも公平に、安全で適切な医療を継続して受けることができます。

2 知る権利

ご自分の病状や検査、治療について、理解し納得できるまで十分な説明を受けることができます。また、ご自分の診療録(カルテ)の開示を求めることができます。

3 自分で決定する権利

十分な情報提供を受けたうえで、ご自分の意思により検査や治療に対する同意や選択、拒否を決定することができます。

また、他院の医師の意見(セカンド・オピニオン)を求めることができます。

4 プライバシーの権利

診療の過程で得られた個人情報や病院内での私的なプライバシーが保護されます。

5 参加と協力の責任

これらの権利を守るため、患者様には医療従事者とともに医療に参加し、協力することが求められます。

- ① 現在の病状や過去の治療歴について、できるだけ正確に教えてください。
- ② 検査や治療は、必要性和安全性を十分理解したうえで受けてください。
- ③ 他の患者様の権利を尊重し、職員の業務に支障をきたさないよう、病院内のルール・マナーを守ってください。
- ④ 医療費の請求を受けた時は、速やかにお支払いください。
- ⑤ 臨床研究や医療従事者の教育にご理解のうえ、ご協力をお願いします。

『患者様の権利と責任』について、何かご意見がありましたら承りますので、ご遠慮なく医師、看護師、その他の職員もしくは【患者様相談窓口：1階医事カウンター①番窓口】までお知らせください。
患者様からいただきましたご意見を尊重し、日常の診療の改善に役立てたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。